

一般社団法人日本接着歯学会
学術功労賞選考内規

1. 表彰に関する規程に基づき、学術功労賞の選考内規を定める。
2. 本賞は一般社団法人日本接着歯学会において、学会活動に大きく貢献し、そのうえ、接着歯学に関連した独自の領域において顕著な業績を上げた者に授与するものである。
3. 本賞受賞候補者の推薦に当たっては、代議員の発議によるものとする。
4. 本賞受賞候補者の選考及び受賞者の決定は、理事会の議に委ねる。
5. 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
6. 本内規の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本内規は平成 28 年 6 月 19 日から施行する。
2. 本内規は令和 2 年 5 月 18 日から一部改定施行する。
3. 本内規は令和 3 年 8 月 30 日から一部改定施行する。